

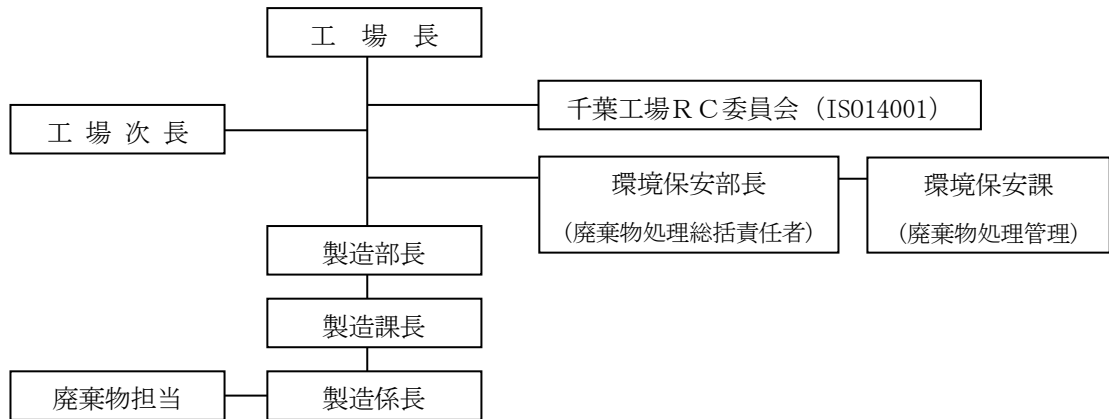
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 4 日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者	
住 所 千葉県市原市五井南海岸 6 番地	
氏 名 デンカ株式会社 千葉工場	
執行役員工場長 河合 正洋	
電話番号 0 4 3 6 - 2 6 - 3 2 1 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	デンカ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸 6 番地
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 7 5, 0 0 0 百万円
③従業員数	8 3 8 人（正社員 5 5 3 人、常勤関係職員 2 8 5 人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙－ 1 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙－2のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙－2のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 金属くずについて、金属部分と他部材部分の分別を強化し、できるだけ有価物（鉄くず）として売却している。 ・ 廃プラスチック類について、種類・形状毎に分類し、可能な限り有価物として売却している（プラパレット、プラペール缶、ペットボトルなど実績化）。 ・ 研究部門にて、試験後に余った各種樹脂ペレット、薬剤等について、種類ごとに分別し可能な限り有価物として売却している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引続き上記取組みを行っていく。 ・ 廃プラスチック類については、種類ごとに分別すれば売却（逆有償含む）できる可能性があり、取り組みを強化する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 自社で産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 自社で産業廃棄物の再生利用を実施する計画はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	38,500 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 排水処理工程から出る余剰汚泥について、脱水機を最新鋭のものに更新し、脱水率を向上させ、汚泥排出量を減らしている。 ・ 余剰汚泥の脱水性が良くなるように、高分子凝集剤の種類や添加量を調整している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	43,800 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 引き続き、これまでの取組みを継続する。 ※生産設備の稼働率向上により、余剰汚泥発生量は増加を見込む。		

(第4面)

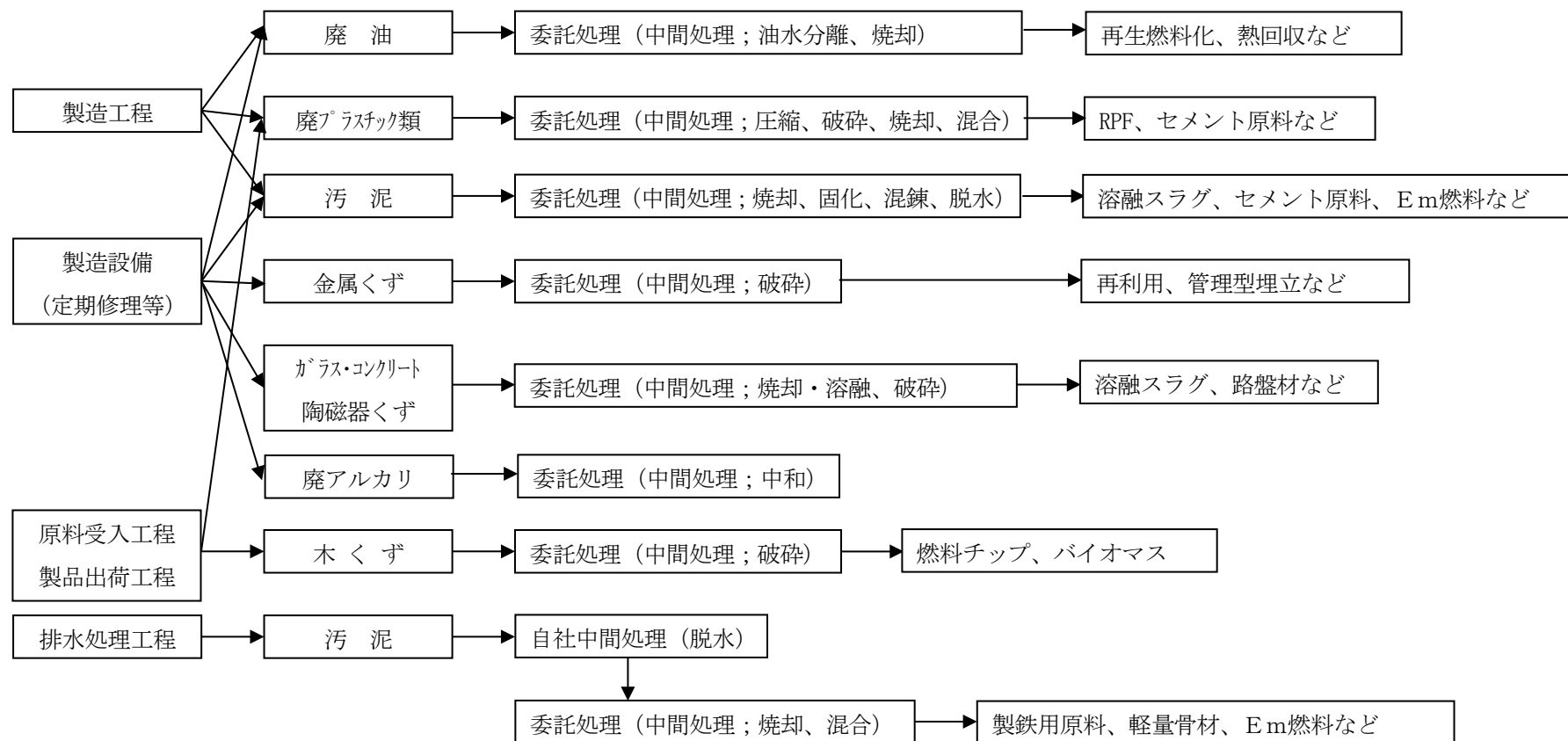
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 自社で産業廃棄物の埋立処分や海洋投入処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 自社で産業廃棄物の埋立処分や海洋投入処分を実施する計画はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙－3（1）のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙－３（２）のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	排 出 量	40,001t	61t	384t	78t	8t	5t	11t
	（これまでに実施した取組） - 汚泥の6割を占める排水処理設備からの余剰汚泥については、新規導入した凝集沈殿設備の運転最適化（薬剤使用量の削減等）を進め、排出量を削減している。 - IP樹脂の端切れブロック品や切粉については、有価売却先を見つけ、廃棄物（廃プラスチック類）としての排出を無くした。（約30t／年削減） ※これまで逆有償であったが、完全有価売却先と新たに契約し、今年度から実績化する予定。 - 樹脂製パレットについては、有価売却先を見つけ、廃棄物（廃プラスチック類）としての排出を無くした。（約5～10t／年削減） - 廃油については、場内（ボイラー、加熱炉）で可能な限り副生燃料として有効利用することで、排出量を削減している。 - 一時期、産廃となっていたテープスクラップ（廃プラスチック類）については、新たな売却先を見つけ全量リサイクルが可能となり、排出量の大きく削減した。（約300t～400t／年削減） - 木くずについては、木製パレットの一部を逆有償ではあるが、有価売却している。（約50t／年削減） - 研究部門にて余った各種樹脂ペレット等について、種類ごとに分別し、可能な限り有価売却している。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	排 出 量	45,650t	70t	500t	80t	10t	5t	10t
	（今後実施する予定の取組） - 引き続き、これまでの取組みを継続する。 - 樹脂生産施設では、品種切り替え時に廃棄物（廃プラスチック類）が多く発生することから、生産計画の最適化を進める。 - テープスクラップのリサイクル時に紙管屑が発生している（約30t／年）。従来は有価売却できており、売却先の調査を継続する。 - フレキシブルコンテナ（廃プラスチック類）については、単純焼却からリサイクル（再生ペレット化）に変更したが、引き続き、有価売却できないか、調査を進める。 - 景気の動向により、有価売却品が再度、廃棄物化することがあるため、有価売却先の複数化も進める。 ※各種取組みにより廃棄物の削減に努めているが、生産設備の稼働率向上により廃棄物発生量は全般に増加する計画となっている。							

別紙-3 (1)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	1, 5 0 1 t	6 1 t	3 8 4 t	7 8 t	8 t	5 t	1 1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1, 5 0 1 t	6 1 t	2 4 2 t	2 6 t	8 t	0 t	1 1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4 2 t	3 6 t	1 9 9 t	7 8 t	8 t	5 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	4 0 5 t	4 t	1 3 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） - 排水処理設備からの余剰汚泥については、その発生量の3～5割を自社青海工場（新潟県糸魚川市）のセメントキルンにて原材料としてリサイクルしていたが、セメント事業撤退のため、やむを得ず運用を停止した。 - その他の汚泥についても、可能な限りリサイクルし、直接リサイクル困難な場合は焼却による減容化後にリサイクルできる業者に処理を依頼している。（埋立てはしない） - 廃油については、6割程度を再生燃料油等としてリサイクルできる業者に処理を委託している。性状により、再生燃料化が困難な廃油については、単純焼却ではなく、できるだけ熱回収できる業者で焼却処理をしている。 - 廃プラスチック類については、第一にRPF燃料化等によりリサイクルできる業者に処理を委託し、困難な場合、焼却による減容処理（可能ならば熱回収）できる業者に処理を委託している。 - 特に、廃プラスチック類のRPF化については、専用の置場を設置する等、特に力を入れて進めている。 - ガラスくず等については、保温材は従来、全量を埋立て処分していたが、種類ごと（ガラスワール、ロックワール等）に分別することで、全量、溶融スラグ等としてリサイクルしている。								

別紙－３（２）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	1, 8 5 0 t	7 0 t	5 0 0 t	8 0 t	1 0 t	5 t	1 0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1, 8 5 0 t	7 0 t	3 0 0 t	3 0 t	1 0 t	5 t	1 0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5 0 t	5 0 t	2 5 0 t	8 0 t	1 0 t	5 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	5 0 0 t	1 0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き、これまでの取組みを継続し、第一に再生利用、次いで焼却処理（可能な限り熱回収）できる業者へ処理を委託し、埋立てはしない。 ・ 廃プラスチック類のRPF化については、さらに推し進めるため、業者を工場に招き、説明会を開催する計画である。 ・ 新規契約する場合は、原則、優良認定を受けた業者と契約をする。							